

【資料1】

【面談資料】核サ研 核燃料物質使用変更許可申請書の一部補正方針について

令和5年9月7日
日本原子力研究開発機構
核燃料サイクル工学研究所

1. 概要

令和5年3月13日付け令04原機(サ保)138をもって申請した核燃料物質使用変更許可申請書について、面談での指摘を踏まえ、一部補正する。

補正の方針(補正内容)について、以下に示す。なお、既に保安規定で認可を受けているものの変更については、保安規定で規定済みであることも併せて追記する。

2. 補正の方針(補正内容)

(1) 共通編

1) 添付書類1「使用施設等の位置、構造及び設備の基準に対する適合性に関する説明書」において、SI単位への表記の変更に係る「変更理由」の記載を具体化する。

2) 添付書類3「変更に係る核燃料物質の使用に必要な技術的能力に関する説明書」において、「令和5年4月現在」の情報に更新する。

3) 添付書類4「変更後における使用施設等の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する説明書」において、「図-1 保安管理組織図(政令第41条該当施設)」及び「表-2 プルトニウム燃料技術開発センターの各施設における関連部門」の変更に係る「変更理由」の記載を具体化する。

【記載代表例：許可の変更ではあるが、既に保安規定変更認可(令和5年2月6日付け原規規発第2302069号)を受けて規定済みのプルトニウム燃料技術開発センター組織変更の内容を反映するため。】

(2) プルトニウム廃棄物処理開発施設

配置を見直し取り外した α 線用空気モニタを保守で利用する旨、「変更理由」に追記する。

【記載代表例：なお、配置を見直し取り外した α 線用空気モニタは保守で利用する。】

(3) A棟

1) 本文において、耐火構造に基づく法令を「建築基準法」に変更する。

- 2) 添付書類1「使用施設等の位置、構造及び設備の基準に対する適合性に関する説明書」において、核燃料物質使用変更許可申請書と現物との整合を図る変更に係る「変更理由」の記載を具体化する。
- 3) 添付書類1「使用施設等の位置、構造及び設備の基準に対する適合性に関する説明書」において、個人線量計の名称変更に係る「変更理由」の記載を具体化する。
- 4) 本文及び添付書類1「使用施設等の位置、構造及び設備の基準に対する適合性に関する説明書」において、法令改正(使用施設等の位置、構造及び設備の基準に関する規則の改正(令和2年4月1日施行)の内容を反映する変更)に伴う変更に係る「変更理由」の記載を具体化する。
- 5) 本文及び添付書類1「使用施設等の位置、構造及び設備の基準に対する適合性に関する説明書」において、SI単位への表記の変更に係る「変更理由」の記載を具体化する。
【記載代表例 :ウラン貯蔵室の設計仕様として、法令要求事項である標識について記載する。なお、本変更は工事を伴うものではない。】

(4) B棟

- 1) 本文において、耐火構造に基づく法令を「建築基準法」に変更する。
- 2) 添付書類1「使用施設等の位置、構造及び設備の基準に対する適合性に関する説明書」において、個人線量計の名称変更に係る「変更理由」の記載を具体化する。
- 3) 本文及び添付書類1「使用施設等の位置、構造及び設備の基準に対する適合性に関する説明書」において、法令改正(使用施設等の位置、構造及び設備の基準に関する規則の改正(令和2年4月1日施行)の内容を反映する変更)に伴う変更に係る「変更理由」の記載を具体化する。
- 4) 本文及び添付書類1「使用施設等の位置、構造及び設備の基準に対する適合性に関する説明書」において、SI単位への表記の変更に係る「変更理由」の記載を具体化する。
【記載代表例 :廃棄施設、排気及び排水設備について、法令要求事項である標識について記載する。なお、本変更は工事を伴うものではない。】

(5) ウラン廃棄物処理施設

- 1) 本文において、排気サンプラの仕様について記載する。
- 2) 本文、本文図面及び添付書類1「使用施設等の位置、構造及び設備の基準に対する適合性に関する説明書」において、核燃料物質使用変更許可申請書と現物との整合を図る変更に係る「変更理由」の記載を具体化する。
- 3) 添付書類1「使用施設等の位置、構造及び設備の基準に対する適合性に関する説明書」において、法令改正(使用施設等の位置、構造及び設備の基準に関する規則の改正(令和2年4月1日施行)の内容を反映する変更)に伴う変更に係る「変更理由」の記載を具体化する。
- 4) 添付書類1「使用施設等の位置、構造及び設備の基準に対する適合性に関

する説明書」において、誤記を修正する。

【記載代表例：現物と整合するよう詰替室系送風機のバイパスライン及び詰替室への給気ラインを記載するとともに、放射線管理室への給気ラインの系統表記を変更する。なお、本変更は工事を伴うものではない。】

(6) J棟

- 1) 本文において、耐火構造に基づく法令を「建築基準法」に変更する。
- 2) 本文、本文図面及び添付書類1「使用施設等の位置、構造及び設備の基準に対する適合性に関する説明書」において、核燃料物質使用変更許可申請書と現物との整合を図る変更に係る「変更理由」の記載を具体化する。
- 3) 添付書類1「使用施設等の位置、構造及び設備の基準に対する適合性に関する説明書」において、個人線量計の名称変更に係る「変更理由」の記載を具体化する。
- 4) 添付書類1「使用施設等の位置、構造及び設備の基準に対する適合性に関する説明書」において、作業環境の空間線量率の測定方法を「積算線量計」に変更する。

【記載代表例：添付書類1の図24における排気モニタの設置場所の記載に合わせて、排気モニタを記載するため。なお、本変更は工事を伴うものではない。】

(7) L棟

- 1) 本文において、耐火構造に基づく法令を「建築基準法」に変更する。
- 2) 本文、本文図面及び添付書類1「使用施設等の位置、構造及び設備の基準に対する適合性に関する説明書」において、核燃料物質使用変更許可申請書と現物との整合を図る変更に係る「変更理由」の記載を具体化する。
- 3) 添付書類1「使用施設等の位置、構造及び設備の基準に対する適合性に関する説明書」において、個人線量計の名称変更に係る「変更理由」の記載を具体化する。
- 4) 本文及び添付書類1「使用施設等の位置、構造及び設備の基準に対する適合性に関する説明書」において、法令改正(使用施設等の位置、構造及び設備の基準に関する規則の改正(令和2年4月1日施行)の内容を反映する変更)に伴う変更に係る「変更理由」の記載を具体化する。

【記載代表例：分析室と第3給気装置間のダンパの記載について、現物と整合するようモータダンパから手動ダンパに変更する。なお、本変更は工事を伴うものではない。】

(8) M棟

- 1) 本文において、耐火構造に基づく法令を「建築基準法」に変更する。
- 2) 本文、本文図面及び添付書類1「使用施設等の位置、構造及び設備の基準に対する適合性に関する説明書」において、核燃料物質使用変更許可申請書と現物との整合を図る変更に係る「変更理由」の記載を具体化する。
- 3) 添付書類1「使用施設等の位置、構造及び設備の基準に対する適合性に関する説明書」において、個人線量計の名称変更に係る「変更理由」の記載を具体化する。

関する説明書」において、個人線量計の名称変更に係る「変更理由」の記載を具体化する。

【記載代表例：現物と整合するよう循環ラインを記載する。なお、本変更は工事を伴うものではない。】

(9) 東海事業所第2ウラン貯蔵庫

- 1) 本文において、耐火構造に基づく法令を「建築基準法」に変更する。
- 2) 本文図面及び添付書類1「使用施設等の位置、構造及び設備の基準に対する適合性に関する説明書」において、核燃料物質使用変更許可申請書と現物との整合を図る変更に係る「変更理由」の記載を具体化する。
- 3) 添付書類1「使用施設等の位置、構造及び設備の基準に対する適合性に関する説明書」において、個人線量計の名称変更に係る「変更理由」の記載を具体化する。
- 4) 本文及び添付書類1「使用施設等の位置、構造及び設備の基準に対する適合性に関する説明書」において、法令改正(使用施設等の位置、構造及び設備の基準に関する規則の改正(令和2年4月1日施行)の内容を反映する変更)に伴う変更に係る「変更理由」の記載を具体化する。
- 5) 添付書類1「使用施設等の位置、構造及び設備の基準に対する適合性に関する説明書」において、工業標準化法(令和元年7月1日施行)の内容の反映に伴う変更に係る「変更理由」の記載を具体化する。
- 6) 添付書類1「使用施設等の位置、構造及び設備の基準に対する適合性に関する説明書」において、作業環境の空間線量率の測定方法を「積算線量計」に変更する。

【記載代表例：フィルタの記載について、現物と整合するよう高性能エアフィルタの前段にプレフィルタを記載する。なお、本変更は工事を伴うものではない。】

(10) 高レベル放射性物質研究施設

- 1) 本文において、耐火構造に基づく法令を「建築基準法」に変更する。
- 2) 本文において、線用エリアモニタ及び中性子線用エリアモニタの個数、仕様について記載する。
- 3) 本文、本文図面及び添付書類1「使用施設等の位置、構造及び設備の基準に対する適合性に関する説明書」において、核燃料物質使用変更許可申請書と現物との整合を図る変更に係る「変更理由」の記載を具体化する。
- 4) 本文図面において、誤記を修正する。

【記載代表例：現物と整合するよう極低レベル廃液貯槽(2)に一時貯留した廃液について、基準値以上の廃液を蒸発缶に移送する際に低レベル廃液貯槽を経由する経路に変更する。なお、本変更は工事を伴うものではない。】

(11) 応用試験棟

- 1) 本文において、耐火構造に基づく法令を「建築基準法」に変更する。
- 2) 本文において、排気モニタの仕様の記載を排気中の放射性物質濃度が設

定値以上で警報が吹鳴する内容に変更する。

- 3) 本文、本文図面及び添付書類1「使用施設等の位置、構造及び設備の基準に対する適合性に関する説明書」において、核燃料物質使用変更許可申請書と現物との整合を図る変更に係る「変更理由」の記載を具体化する。
- 4) 添付書類1「使用施設等の位置、構造及び設備の基準に対する適合性に関する説明書」において、個人線量計の名称変更に係る「変更理由」の記載を具体化する。
- 5) 本文及び添付書類1「使用施設等の位置、構造及び設備の基準に対する適合性に関する説明書」において、法令改正(使用施設等の位置、構造及び設備の基準に関する規則の改正(令和2年4月1日施行)の内容を反映する変更)に伴う変更に係る「変更理由」の記載を具体化する。
- 6) 本文及び添付書類1「使用施設等の位置、構造及び設備の基準に対する適合性に関する説明書」において、SI単位への表記の変更に係る「変更理由」の記載を具体化する。

【記載代表例 :平成21年6月5日付け20諸文科科第5363号で許可を受けた後設置できていなかった設備を削除するため。なお、本変更は工事を伴うものではない。】

(12) 洗濯場

- 1) 本文において、耐火構造に基づく法令を「建築基準法」に変更する。
- 2) 本文において、排気サンプラの仕様について記載する。
- 3) 本文及び本文図面において、核燃料物質使用変更許可申請書と現物との整合を図る変更に係る「変更理由」の記載を具体化する。
- 4) 添付書類1「使用施設等の位置、構造及び設備の基準に対する適合性に関する説明書」において、個人線量計の名称変更に係る「変更理由」の記載を具体化する。
- 5) 本文及び添付書類1「使用施設等の位置、構造及び設備の基準に対する適合性に関する説明書」において、法令改正(使用施設等の位置、構造及び設備の基準に関する規則の改正(令和2年4月1日施行)の内容を反映する変更)に伴う変更に係る「変更理由」の記載を具体化する。
- 6) 本文及び添付書類1「使用施設等の位置、構造及び設備の基準に対する適合性に関する説明書」において、SI単位への表記の変更に係る「変更理由」の記載を具体化する。

【記載代表例 :現物と整合するよう排気サンプラを記載する。なお、本変更は工事及び設計変更等を伴うものではない。】

(13) 安全管理棟

- 1) 添付書類1「使用施設等の位置、構造及び設備の基準に対する適合性に関する説明書」において、個人線量計の名称変更に係る「変更理由」の記載を具体化する。
- 2) 本文、本文図面及び添付書類1「使用施設等の位置、構造及び設備の基準に

対する適合性に関する説明書」において、SI単位への表記の変更に係る「変更理由」の記載を具体化する。

- 3) 本文及び添付書類1「使用施設等の位置、構造及び設備の基準に対する適合性に関する説明書」において、茨城港常陸那珂港区の整備に伴う施設と海岸の距離の変更に係る「変更理由」の記載を具体化する。
- 4) 本文図面において、核燃料物質使用変更許可申請書と現物との整合を図る変更に係る「変更理由」の記載を具体化する。
- 5) 添付書類1「使用施設等の位置、構造及び設備の基準に対する適合性に関する説明書」において、法令改正(使用施設等の位置、構造及び設備の基準に関する規則の改正(令和2年4月1日施行)の内容を反映する変更)に伴う変更に係る「変更理由」の記載を具体化する。
- 6) その他、本文において、表中の記載の適正化を図るための変更に係る「変更理由」の記載を具体化する。

【記載代表例 : 現物との整合を図るため扉の開閉方向を見直す。】

(14) 計測機器校正室

- 1) 本文、本文図面及び添付書類1「使用施設等の位置、構造及び設備の基準に対する適合性に関する説明書」において、SI単位への表記の変更に係る「変更理由」の記載を具体化する。
- 2) 本文及び添付書類1「使用施設等の位置、構造及び設備の基準に対する適合性に関する説明書」において、茨城港常陸那珂港区の整備に伴う施設と海岸の距離の変更に係る「変更理由」の記載を具体化する。
- 3) 本文図面において、核燃料物質使用変更許可申請書と現物との整合を図る変更に係る「変更理由」の記載を具体化する。
- 4) 本文図面 図7-3において、ピット(A)の高さ寸法を表す矢印の記載を修正する。
- 5) 添付書類1「使用施設等の位置、構造及び設備の基準に対する適合性に関する説明書」において、法令改正(使用施設等の位置、構造及び設備の基準に関する規則の改正(令和2年4月1日施行)の内容を反映する変更)に伴う変更に係る「変更理由」の記載を具体化する。
- 6) その他、本文において、表中の記載の適正化を図るための変更に係る「変更理由」の記載を具体化する。

【記載代表例 : 現物との整合を図るため扉の開閉方向を見直す。】

(15) 放射線保健室

- 1) 本文、本文図面及び添付書類1「使用施設等の位置、構造及び設備の基準に対する適合性に関する説明書」において、SI単位への表記の変更に係る「変更理由」の記載を具体化する。
- 2) 本文及び添付書類1「使用施設等の位置、構造及び設備の基準に対する適合性に関する説明書」において、茨城港常陸那珂港区の整備に伴う施設と海岸の距離の変更に係る「変更理由」の記載を具体化する。

3) 添付書類1「使用施設等の位置、構造及び設備の基準に対する適合性に関する説明書」において、法令改正(使用施設等の位置、構造及び設備の基準に関する規則の改正(令和2年4月1日施行)の内容を反映する変更)に伴う変更に係る「変更理由」の記載を具体化する。

4) その他、本文において、表中の記載の適正化を図るための変更に係る「変更理由」の記載を具体化する。

【記載代表例 : 国際単位系(SI)の表記に合わせ記載を見直す。】

(その他)

1) 「備考」の事務上の連絡先において、連絡員を変更する。

以 上